

家庭系プラスチック資源
再商品化プラント建設計画
第2分類事業判定届出書の概要

令和8年6月8日

ベスプラ株式会社

1

本日の説明内容

1. 事業計画の概要
2. 第2分類事業判定届出について

2

1. 事業計画の概要

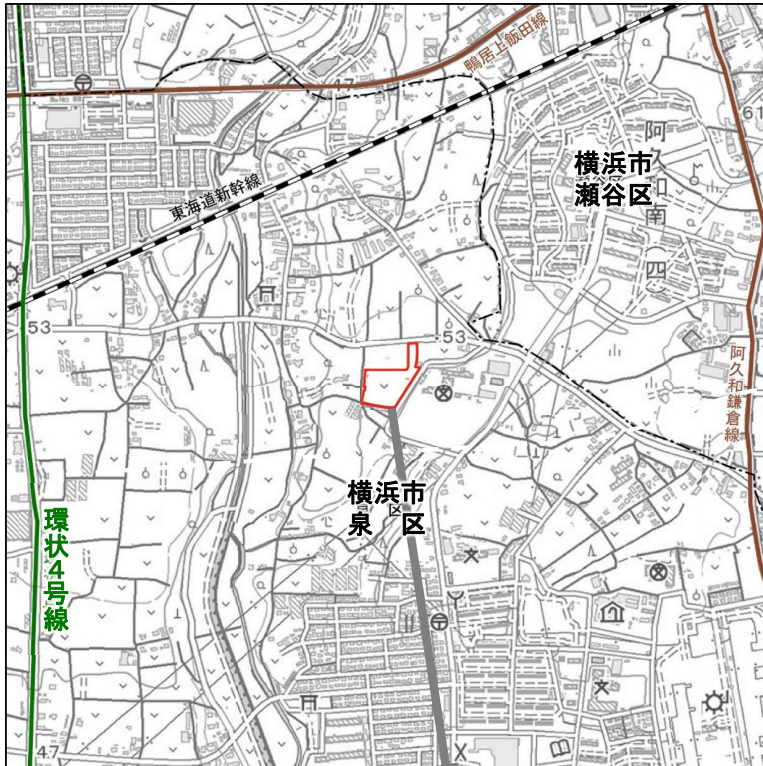
3

事業計画の概要

添付資料p1

計画段階事業者の 氏名及び住所	ベスプラ株式会社 神奈川県厚木市金田1141-3
事業の名称	家庭系プラスチック資源 再商品化プラント建設計画
事業の種類、規模	廃棄物処理施設の建設(第2分類事業) 廃棄物中間処理施設の新設の事業 敷地面積 約 8,077m ²
計画区域	横浜市泉区和泉町7055-1ほか

4



凡例

- 計画地
- - - 区境
- 主要地方道 (都道府県道・指定市道)
- 一般都道府県道・指定市の一般市道
- 東海道新幹線

1 : 10,000
0 100m 200m 400m



計画地の都市計画区域

市街化調整区域

いずみ野駅 計画地から南に約1km



凡例

- 計画地
- - - 区境

1 : 5,000

0 50m 100m 200m



(C) NTTインフラネット, DigitalGlobe Inc.

(目的)

- ◆ 本事業は、プラスチック資源を選別、破碎、圧縮及び減容し、再利用できる商品を生産する一般廃棄物中間処理施設を設置し、管理、運営することにより、循環型社会の構築に貢献することを目的とします。

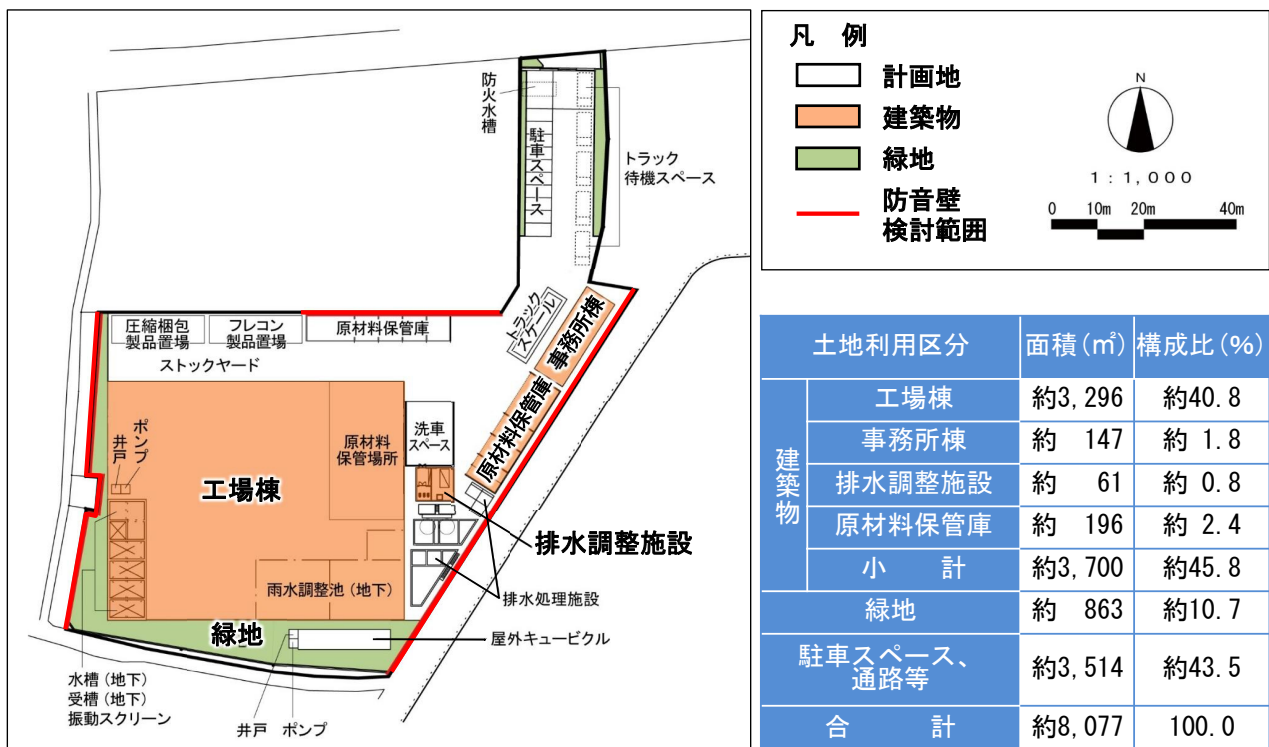
(必要性)

- ◆ 2022年に施行された「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」(プラスチック資源循環促進法)により、従来のプラスチック製容器包装に加え、プラスチック製品も資源回収の対象に拡大されました。一方、現在の再生処理事業者の数は限られており、新たな処理能力の供給が急務となっています。

(スケジュール)

- ◆ 現時点で想定するスケジュールは、令和9年1月に工事着工、令和10年8月に供用開始を目指しています。

土地利用計画



項目		計画内容
対象地域		横浜市内及び近隣自治体
受入対象		プラスチック資源 (プラスチック製容器包装、プラスチック製品)
処理能力		最大310トン/日 (24時間)
工程	選別	風力選別機、光学式選別機等にて原料を選別する
	破碎	破碎機にて、選別品を破碎する
	圧縮	圧縮梱包機にて、圧縮梱包する
	減容	原料を圧縮し、減容品の成形を行う

- ・本事業の当初の受入対象は、中間処理によって異物を除去した後の、日本容器包装リサイクル協会(容リ協)経由のプラスチック資源です。
- ・選別、破碎、圧縮、減容の工程を経て、フレークや減容品などのプラスチック資源再商品化の原料を製造します。

水利用計画・運転計画

◆ 水利用計画

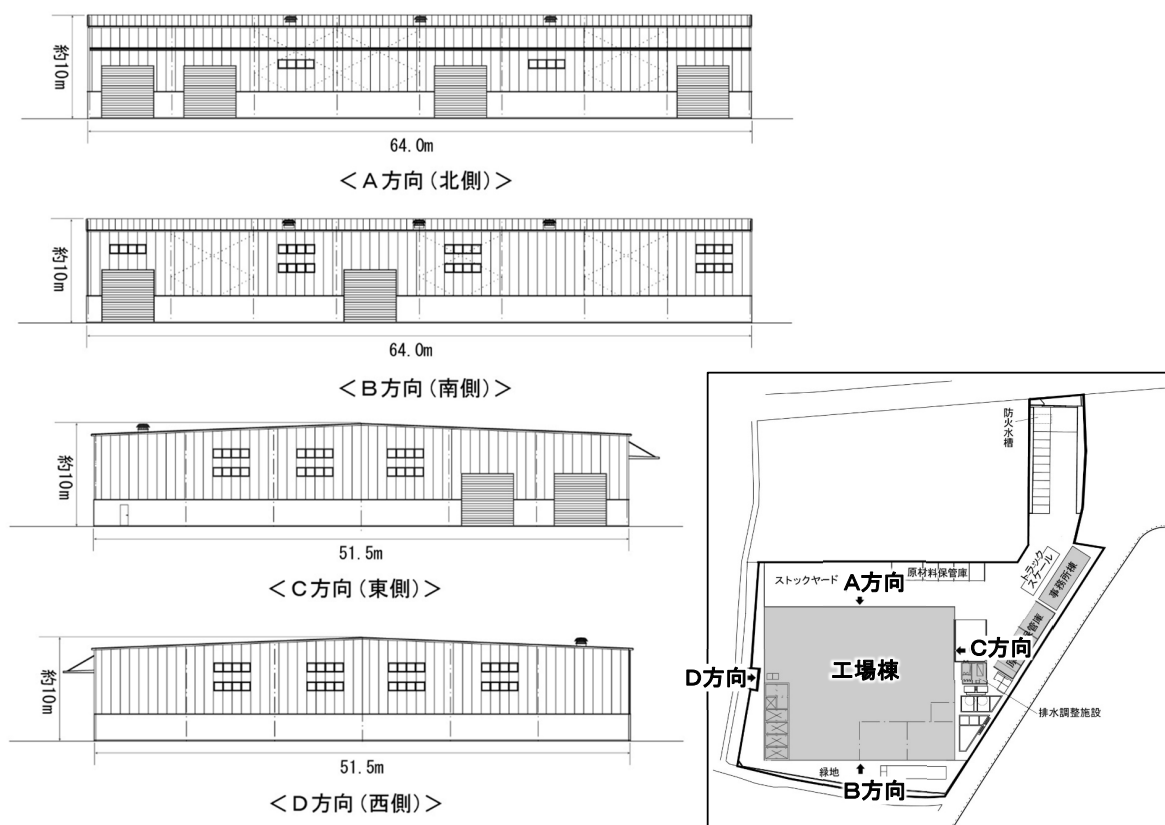
再商品化工程の中で地下水を洗浄水として使用します。

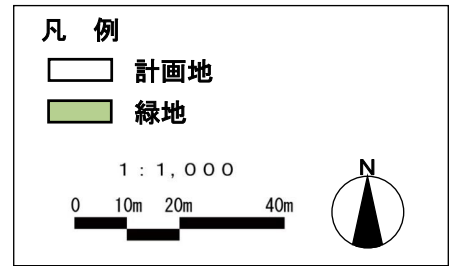
洗浄水は、酸系pH調整剤、水酸化ナトリウム等の薬品で処理を行い、工場内で再利用します。また、一部は微生物による有機物の分解・除去を行った後、公共下水道に放流します。

◆ 運転計画

項目	計画の内容
運転時間	24時間
搬入受入時間	6時~18時
運転日数	年間365日
従業員数	約30名

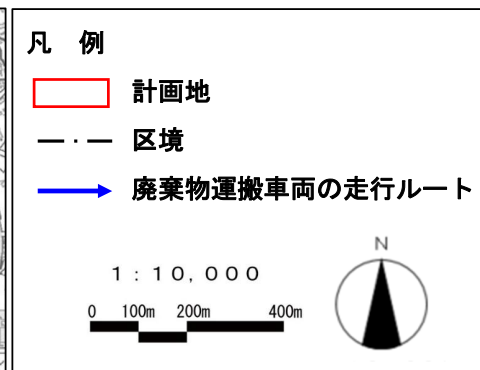
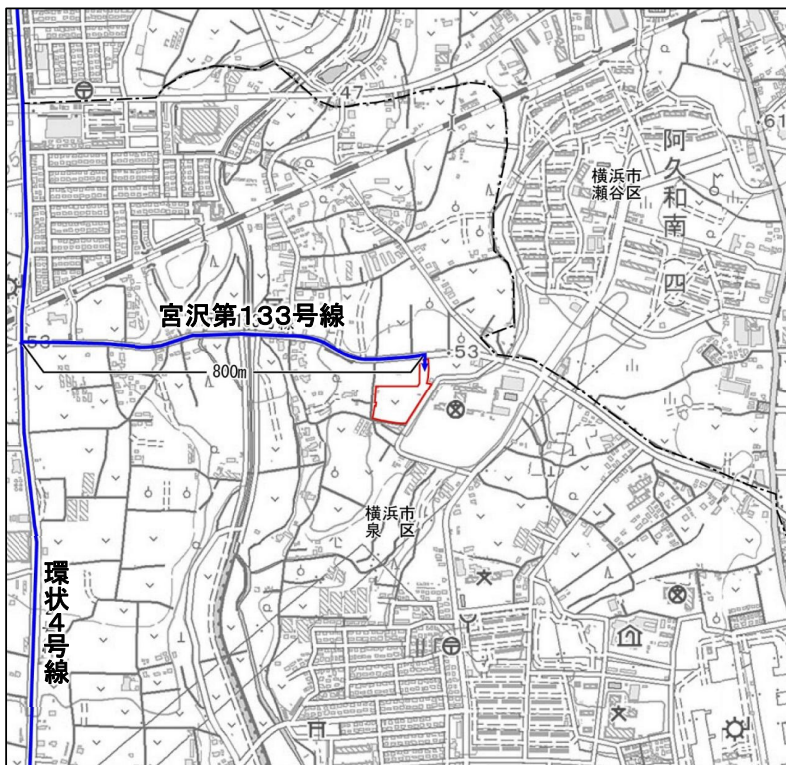
名称	建築面積	延床面積	構造	階数	高さ
工場棟	約3,296m ²	約3,296m ²	S造	1階	約10m
事務所棟	約147m ²	約294m ²	プレハブ	2階	約7m
排水調整施設	約61m ²	約123m ²	RC造	2階	約7m
原材料保管庫 (工場棟の東側)	約196m ²	約196m ²	RC+S造	1階	約8m
合計	約3,700m ²	約3,909m ²	—	—	—





土地利区分	面積 (㎡)	緑化率 (%)
緑地	約 863	約10.7

搬出入車両計画



区分	車種	車両台数 (片道)
搬入車両	2t車、4t車、13t車	80台/日
搬出車両	13t車	20台/日
合計		100台/日

配慮事項の追加について(1)

添付資料p15,16,18,20

緑化計画

緑化に際しては潜在自然植生を踏まえた郷土種中心の多様な植栽とします。

防災計画

消防法に則った適切な設備の設置の他、AI画像認識による異常探知システム及び消火設備の導入についても検討します。

車両の走行(施工時/供用時)

対向車とすれ違う場合には、早めに徐行し、対向車を優先するなど安全にすれ違えるようにします。

振動対策

強固な地盤に設備を設置することにより振動を低減し、
「振動規制法」及び「横浜市生活環境の保全等に関する条例」等を遵守した計画とします。

15

配慮事項の追加について(2)

添付資料p20

周辺住民等への説明

事業内容、安全管理を含む環境対策について、周辺の住民や学校等に丁寧に説明を行うように努めます。

マイクロプラスチック対策

施設稼働後、排水中に含まれるマイクロプラスチックの実態を把握した上で、必要に応じてろ過設備を導入するなど、更なる環境保全措置を講じることも検討します。

16

2. 第2分類事業判定届出 について

17

第2分類事業判定届出について 添付資料p79～81

【概要】

横浜市環境影響評価条例施行規則第15条第1項（1）の判定基準	
ア	大気汚染物質が滞留しやすい気象条件を有する地域、閉鎖性の高い水域その他の汚染物質が滞留しやすい地域
イ	学校、病院、住居が集合している地域その他の人の健康の保護又は生活環境の保全についての配慮が特に必要な施設又は地域
ウ	自然度が高い植生の地域又は野生生物の重要な生息地若しくは生育地

18

【概要】

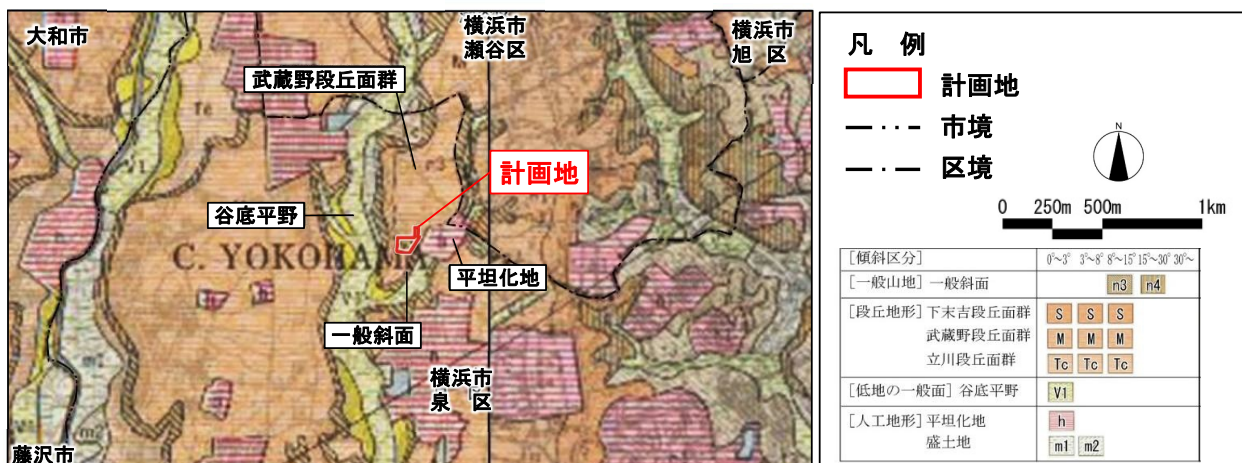
横浜市環境影響評価条例施行規則第15条第1項（2）の判定基準	
ア	首都圏近郊緑地保全法第3条第1項の規定により指定された近郊緑地保全区域
イ	都市緑地法第12条第1項の規定により定められた特別緑地保全地区の区域
ウ	都市計画法第8条第1項第7号の規定により定められた風致地区の区域
エ	森林法第5条第2項第1号の規定により定められた森林の区域
オ	農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号の規定により定められた農用地等として利用すべき土地の区域
カ	緑の環境をつくり育てる条例第7条第1項の規定により指定された保存すべき緑地
キ	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第28条第1項の規定により指定された鳥獣保護区の区域
ク	文化財保護法第27条第1項の規定により指定された重要文化財（建造物に限る。）又は同法第109条第1項の規定により指定された史跡、名勝若しくは天然記念物
ケ	神奈川県文化財保護条例第4条第1項の規定により指定された神奈川県指定重要文化財（建造物に限る。）又は同条例第31条第1項の規定により指定された神奈川県指定史跡、神奈川県指定名勝若しくは神奈川県指定天然記念物
コ	横浜市文化財保護条例第6条第1項の規定により指定された横浜市指定有形文化財（建造物に限る。）又は同条例第40条第1項の規定により指定された横浜市指定史跡、横浜市指定名勝若しくは横浜市指定天然記念物

横浜市環境影響評価条例施行規則第15条第1項（1）の判定基準に対する考え方

- ア 大気汚染物質が滞留しやすい気象条件を有する地域、閉鎖性の高い水域その他の汚染物質が滞留しやすい地域

＜地形＞

計画地は、横浜市の西部にあたる泉区に位置します。計画地及びその周辺は大部分に武蔵野段丘面群があり、一部に一般斜面、谷底平野、平坦化地等が分布している地形となっています。計画地内の土地利用としては、一部樹木も存在しますが、主に畑地となっています。計画地の周辺の状況は計画地北側及び南側を中心に畑が広がっています。



横浜市環境影響評価条例施行規則第15条第1項（1）の判定基準に対する考え方

ア 大気汚染物質が滞留しやすい気象条件を有する地域、閉鎖性の高い水域その他の汚染物質が滞留しやすい地域

〈気象〉

計画地周辺の気象の状況として、計画地に最も近い瀬谷区南瀬谷測定局での観測結果を確認しました。

令和6年度の最多風向は北北東、次いで北となっています。また、風速0.4m/s以下の静穏率は4.8%となっています。

〈大気質〉

計画地周辺の大気質の状況として、計画地に最も近い瀬谷区南瀬谷測定局の観測結果を確認しました。

令和2年度から令和6年度の大気質について、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、微小粒子状物質（PM2.5）は、全ての時期で環境基準に適合しています。ダイオキシン類についても、測定が行われた全ての時期で環境基準に適合しています。一方、光化学オキシダントは全て不適合となっていますが、これは全国的にも同様の傾向です。

このように、計画地周辺は緩やかな斜面を有するものの、計画地北側及び南側を中心に開放的な農地が広がっていることに加え、風の状況も主風向が南北方向で静穏率は4.8%と低いことから大気汚染物質が滞留しやすい気象条件を有する地域ではないと考えます。

横浜市環境影響評価条例施行規則第15条第1項（1）の判定基準に対する考え方

ア 大気汚染物質が滞留しやすい気象条件を有する地域、閉鎖性の高い水域その他の汚染物質が滞留しやすい地域

〈水質〉

計画地周辺の主要な河川は、計画地西側の和泉川（二級河川）、計画地東側の阿久和川（二級河川）となっています。

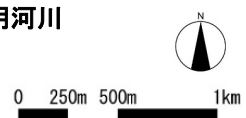
河川であることから、閉鎖性の高い水域その他の汚染物質が滞留しやすい地域ではないと考えられます。本事業において発生する排水は排水処理設備で適正な処理をした後、公共下水道に放流することから、公共用水域への影響はありません。

以上のことから計画地及びその周辺は大気汚染物質が滞留しやすい気象条件を有する地域、閉鎖性の高い水域その他の汚染物質が滞留しやすい地域ではないと考えられます。



凡例

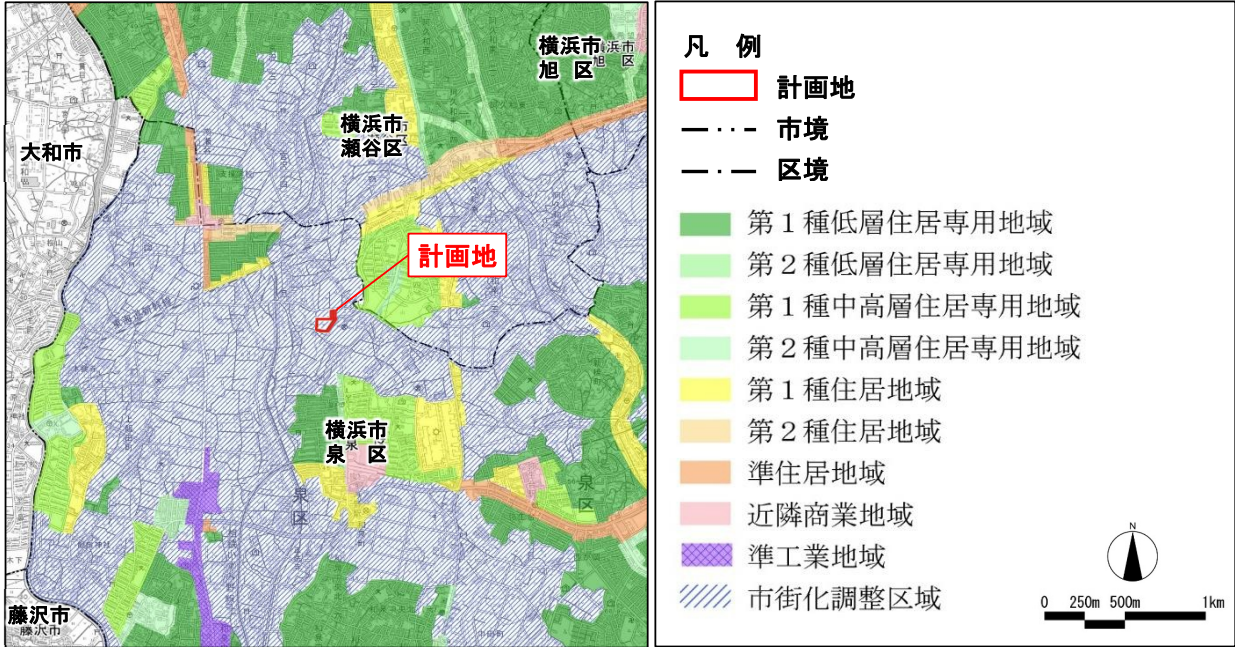
- 計画地
- 市境
- - - 区境
- 二級河川
- 準用河川



横浜市環境影響評価条例施行規則第15条第1項(1)の判定基準に対する考え方

イ 学校、病院、住居が集合している地域その他の人の健康の保護又は生活環境の保全についての配慮が特に必要な施設又は地域

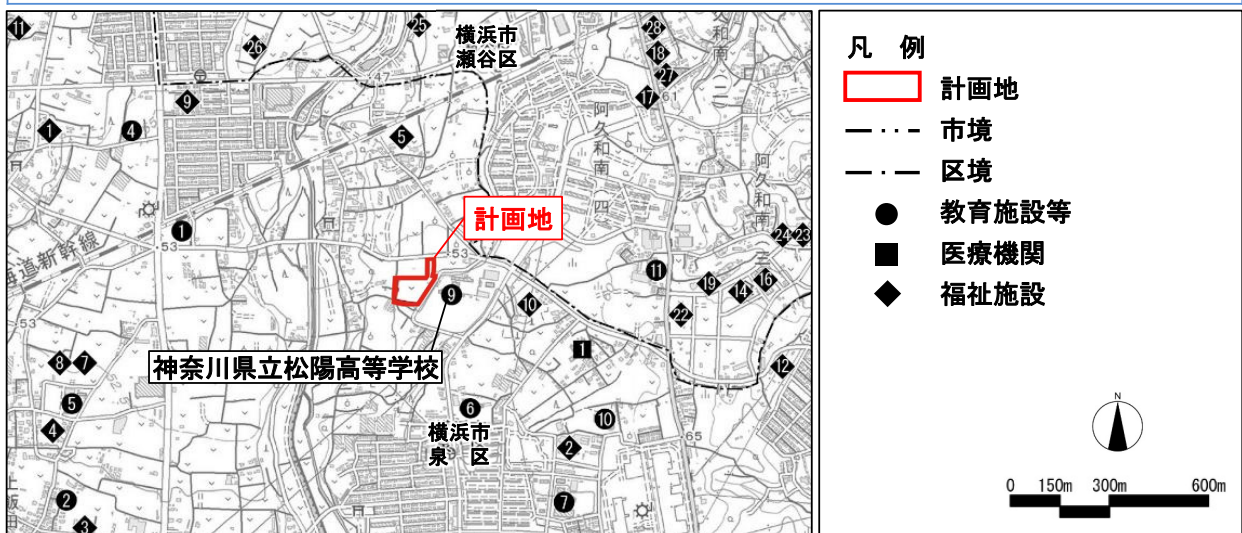
計画地及びその周辺地域は、市街化調整区域に指定されています。



横浜市環境影響評価条例施行規則第15条第1項(1)の判定基準に対する考え方

イ 学校、病院、住居が集合している地域その他の人の健康の保護又は生活環境の保全についての配慮が特に必要な施設又は地域

計画地周辺には、教育施設等、医療機関及び福祉施設があります。計画地に最も近い教育施設等、医療機関及び福祉施設は、東側の神奈川県立松陽高等学校となっています。なお、工事中の工事用車両の走行や建設機械の稼働に伴う大気汚染、騒音、振動、交通混雑、歩行者の安全に関しては、仮囲いの設置、県立高校の通学時間への配慮など、各種配慮を実施することで相当程度の環境影響を及ぼさないよう実施します。



横浜市環境影響評価条例施行規則第15条第1項（1）の判定基準に対する考え方

イ

学校、病院、住居が集合している地域その他の人の健康の保護又は生活環境の保全についての配慮が特に必要な施設又は地域

〈騒音・振動〉

施設の設備機器から騒音が発生しますが、以下のような対策を講じ、施設の稼働による影響をできる限り低減するための施設配置等を検討したうえで「騒音規制法」及び「横浜市生活環境の保全等に関する条例」等に定める規制を遵守します。

- ・ 施設の設備機器は、建屋内に配置します。
- ・ 計画地の敷地境界に防音壁を設置します。
- ・ 必要に応じて設備への防音対策を実施します。

また、強固な地盤に設備を設置することにより振動を低減し、「振動規制法」及び「横浜市生活環境の保全等に関する条例」等を遵守した計画とします。

施設関連車両の走行ルートについては、計画地の西からのアクセスを基本とする計画とし、県立高校の通学や近隣の生活環境に配慮します。

そのため、本事業による騒音・振動への著しい影響はないと考えられます。

横浜市環境影響評価条例施行規則第15条第1項（1）の判定基準に対する考え方

イ

学校、病院、住居が集合している地域その他の人の健康の保護又は生活環境の保全についての配慮が特に必要な施設又は地域

〈悪臭〉

本事業の受入対象は、プラスチック製容器包装及びプラスチック製品であり、基本的には市民の方が洗って出したものを回収します。また、容リルート受入では汚れ等がひどいものは除去されているため、悪臭が発生することはないと考えますが、悪臭の発生するものが含まれる場合には、優先的に屋内での保管を行う計画としています。

排水処理施設から発生する悪臭は、脱臭塔で除去・浄化します。

そのため本事業による悪臭への著しい影響はないと考えられます。

横浜市環境影響評価条例施行規則第15条第1項（1）の判定基準に対する考え方

イ 学校、病院、住居が集合している地域その他の人の健康の保護又は生活環境の保全についての配慮が特に必要な施設又は地域

〈景観〉

本事業における計画建築物及び防音壁の外観は、特異な色彩は避け、周辺環境との調和を図ります。また、計画建築物の高さは、周辺建物と同程度に抑え、周辺建物との連続性や背後地との調和を図る計画としています。

そのため、本事業による景観への著しい影響はないと考えられます。

以上のことから学校、病院、住居が集合している地域その他の人の健康の保護又は生活環境の保全についての配慮が特に必要な施設又は地域への著しい影響はないと考えられます。

横浜市環境影響評価条例施行規則第15条第1項（1）の判定基準に対する考え方

ウ 自然度が高い植生の地域又は野生生物の重要な生息地若しくは生育地

計画地は、「横浜市水と緑の基本計画」において、緑の10大拠点の上飯田・和泉・中田周辺地区に位置しており、農地や樹林地が点在する里地・里山的な二次的自然環境の一部を構成しています。このような環境では、農地、草地、樹林がモザイク状に分布し、それらが連続することで多様な生物の生息環境が形成されていると考えます。

一方で、計画地周辺には既に事業所や住居等の建築物が存在している他、本事業の改変規模は周辺の広域的な緑地環境と比較して限定的であり、現況の主な土地利用が畑地であることから、本事業の実施が地域の生態系ネットワークを物理的・機能的に分断するおそれはないと考えます。

本事業では、計画地の西側から南側の境界部にまとまった緑地を整備し、緑化に際しては潜在自然植生を踏まえた郷土種中心の多様な植栽とすることにより、計画地の西に存在する特別緑地保全地区等、周辺との緑地の連続性を確保し、生物多様性に配慮した計画とします。

以上のことから自然度が高い植生の地域又は野生生物の重要な生息地若しくは生育地への著しい影響はないと考えられます。

横浜市環境影響評価条例施行規則第15条第1項(2)の判定基準に対する考え方

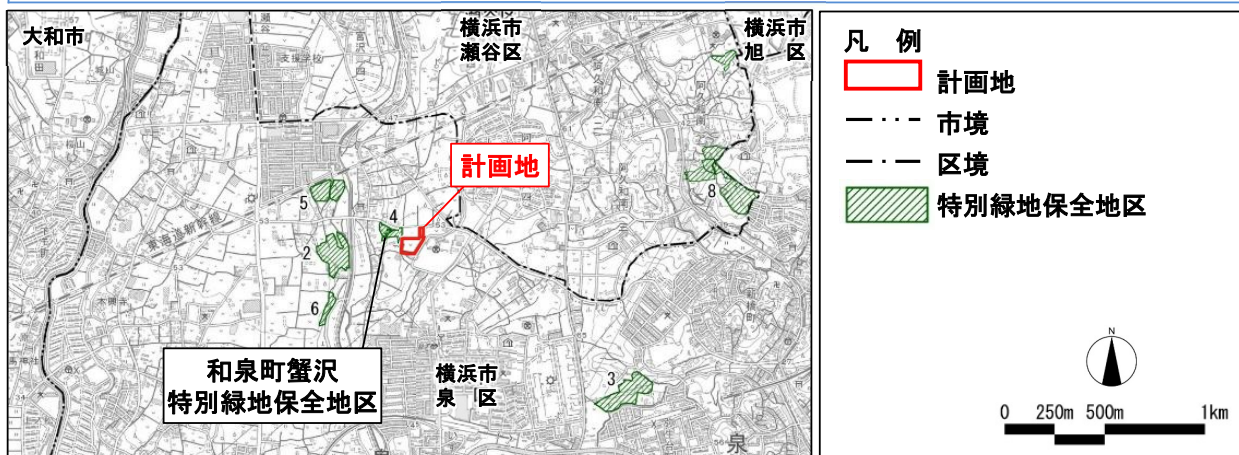
ア 首都圏近郊緑地保全法第3条第1項の規定により指定された近郊緑地保全区域
調査区域には「近郊緑地保全区域」及び「近郊緑地特別保全区域」は存在しません。

横浜市環境影響評価条例施行規則第15条第1項(2)の判定基準に対する考え方

イ 都市緑地法第12条第1項の規定により定められた特別緑地保全地区の区域

計画地の西側には、特別緑地保全地区（和泉町蟹沢特別緑地保全地区）が指定されています。本事業の改変規模は周辺の広域的な緑地環境と比較して限定的であり、現況の主な土地利用が畑地であることから、本事業の実施が地域の生態系ネットワークを物理的・機能的に分断するおそれはないと考えます。また、本事業では、計画地の西側から南側の境界部にまとまった緑地を整備することにより、計画地の西に存在する特別緑地保全地区等、周辺との緑地の連続性を確保し、生物多様性に配慮した計画とします。

よって、本事業による著しい影響はないと考えられます。



横浜市環境影響評価条例施行規則第15条第1項(2)の判定基準に対する考え方

ウ 都市計画法第8条第1項第7号の規定により定められた風致地区の区域

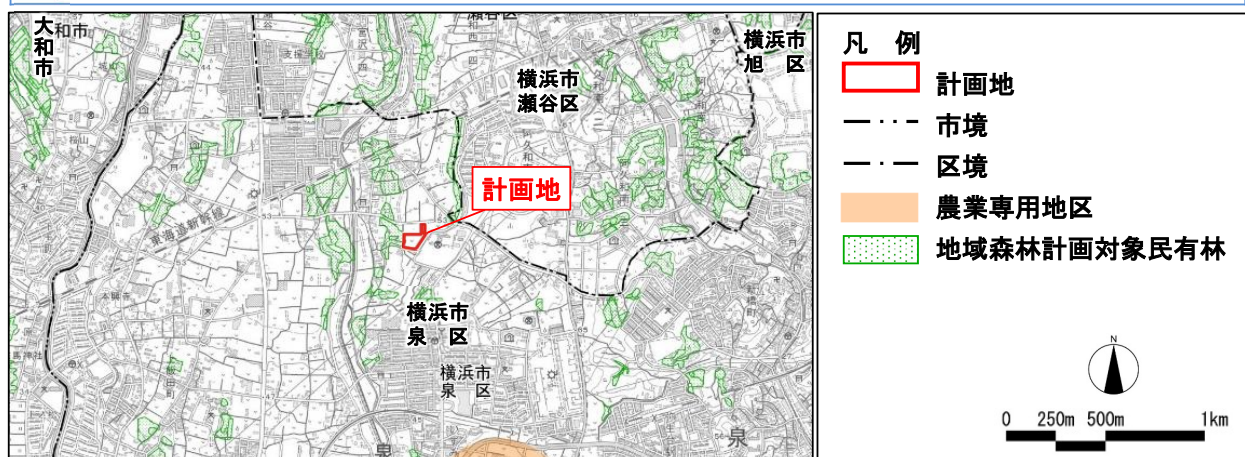
調査区域には「風致地区」は存在しません。

横浜市環境影響評価条例施行規則第15条第1項(2)の判定基準に対する考え方

エ 森林法第5条第2項第1号の規定により定められた森林の区域

計画地の西側には「森林法」に基づく「地域森林計画対象民有林」が存在しています。本事業の改変規模は周辺の広域的な緑地環境と比較して限定的であり、現況の主な土地利用が畑地であることから、本事業の実施が地域の生態系ネットワークを物理的・機能的に分断するおそれはないと考えます。また、本事業では、計画地の西側から南側の境界部にまとまった緑地を整備することにより、計画地の西に存在する特別緑地保全地区等、周辺との緑地の連続性を確保し、生物多様性に配慮した計画とします。

よって、本事業による著しい影響はないと考えられます。

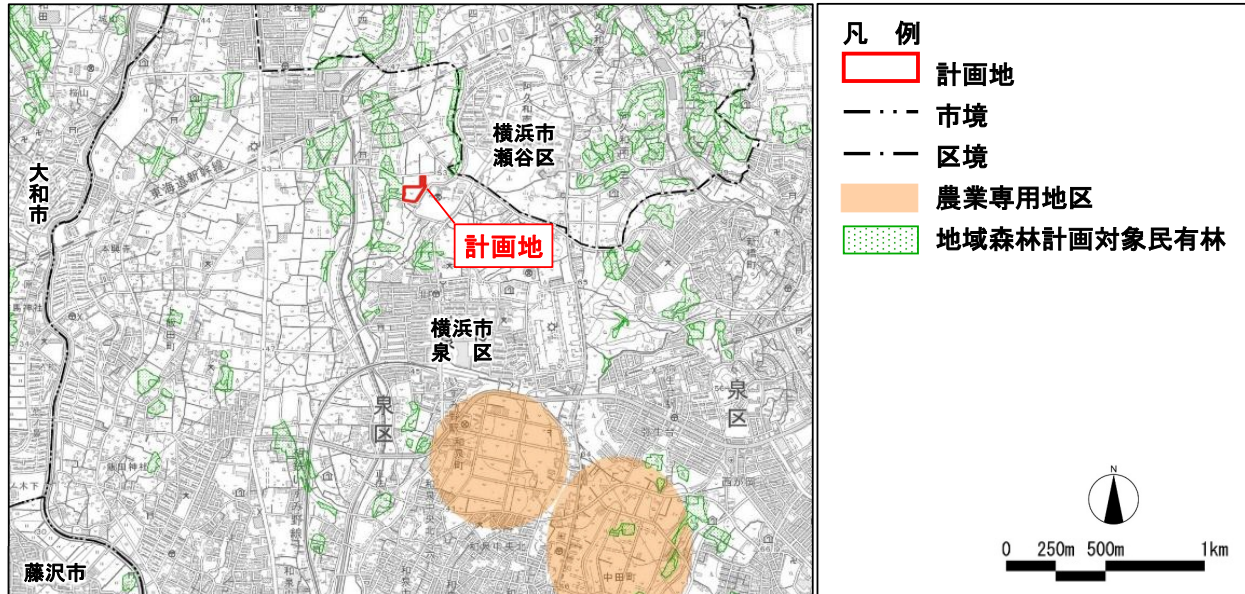


横浜市環境影響評価条例施行規則第15条第1項(2)の判定基準に対する考え方

オ 農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号の規定により定められた農用地等として利用すべき土地の区域

計画地の南側には、農業専用地区（並木谷農業専用地区及び中田農業専用地区）が存在していますが、計画地から約1km離れています。

よって、本事業による著しい影響はないと考えられます。

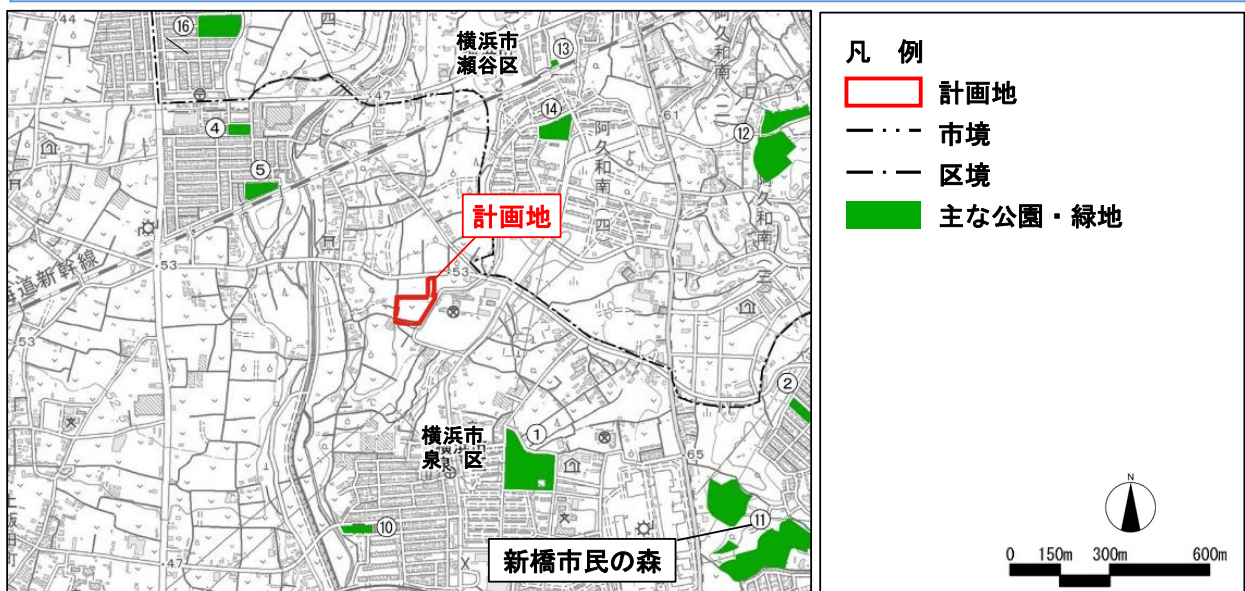


横浜市環境影響評価条例施行規則第15条第1項(2)の判定基準に対する考え方

カ 緑の環境をつくり育てる条例第7条第1項の規定により指定された保存すべき緑地（告示が行われた市民の森及びふれあいの樹林に限る。）

計画地の南東側には、「新橋市民の森」が存在していますが、計画地から約1km離れています。また、調査区域には「ふれあいの樹林」はありません。

よって、本事業による著しい影響はないと考えられます。



横浜市環境影響評価条例施行規則第15条第1項(2)の判定基準に対する考え方	
キ	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第28条第1項の規定により指定された鳥獣保護区の区域 調査区域には「鳥獣保護区」は存在しません。
ク	文化財保護法第27条第1項の規定により指定された重要文化財(建造物に限る。)又は同法第109条第1項の規定により指定された史跡、名勝若しくは天然記念物(動物又は植物の種を単位として指定される場合における当該種及び標本を除く。) 計画地周辺には、文化財保護法や条例により指定された史跡や建造物は存在しません。
ケ	神奈川県文化財保護条例第4条第1項の規定により指定された神奈川県指定重要文化財(建造物に限る。)又は同条例第31条第1項の規定により指定された神奈川県指定史跡、神奈川県指定名勝若しくは神奈川県指定天然記念物(動物又は植物の種を単位として指定される場合における当該種及び標本を除く。) 計画地周辺には、文化財保護法や条例により指定された史跡や建造物は存在しません。
コ	横浜市文化財保護条例第6条第1項の規定により指定された横浜市指定有形文化財(建造物に限る。)又は同条例第40条第1項の規定により指定された横浜市指定史跡、横浜市指定名勝若しくは横浜市指定天然記念物(動物又は植物の種を単位として指定される場合における当該種及び標本を除く。) 計画地周辺には、文化財保護法や条例により指定された史跡や建造物は存在しません。

ご清聴ありがとうございました。